

## 【カナダ】誤判審査委員会法の制定

主幹 海外立法情報調査室 河合 美穂

\* 2024年12月、誤判の可能性のある事案を審査し、再審又は州（準州含む）控訴裁判所への付託等を決定する、独立した誤判審査委員会を設置するため、刑法等が改正された。

### 1 背景及び経緯

カナダでは、過去40年間、注目された冤（えん）罪事件に関する公的な調査委員会により、冤罪の原因として、人種的偏見、若者への偏見、警察等により証言を誘導される若者の流されやすさ、警察・検察等の視野の狭い見方や非倫理的慣行等が報告されてきた。また、冤罪の特定と救済が進んだ英国等の例に倣い、独立した審査機関の設置が繰り返し提言されてきた<sup>1</sup>。

2002年の刑法改正<sup>2</sup>では再審開始決定手続が整備され、司法省とは別の有罪判決審査機関への申請により調査した結果の勧告を受け、司法大臣（以下「大臣」）が決定することとされた。2003年以降、186件の申請が受理され、20件が再審・控訴の救済に至ったが、救済された者は全て男性であり、先住民とアフリカ系は各1件しか含まれず、救済結果の偏りが指摘された<sup>3</sup>。

2019年にトルドー（Justin Trudeau）首相（当時）から独立機関設置の指示を受けたラメッティ（David Lametti）大臣（当時）が、2名の元裁判官に依頼し、45回の討議を踏まえ、2021年に51の提言を含めた報告書<sup>4</sup>が提出された。討議には、1969年に16歳で殺人罪に問われ、23年の収監後、再審無罪となったデビッド・ミルガード（David Milgaard）氏も加わった<sup>5</sup>。

2023年2月16日、独立した誤判審査委員会（以下「委員会」）の設置など、上記報告書の提言の多くを反映して刑法等を改正する法律案が連邦議会に提出された。2024年12月12日、同議会で可決され、同月17日に裁可され、誤判審査委員会法<sup>6</sup>（以下「2024年法」）が制定された。施行期日は、カナダ総督命令により定められる（2024年法第20条）<sup>7</sup>。

### 2 2024年法の概要

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年6月11日である。

<sup>1</sup> Iryna Zazulya et al., *Bill C-40: An Act to amend the Criminal Code, to make consequential amendments to other Acts and to repeal a regulation (miscarriage of justice reviews)*, No.44-1-C40-E, 1 October 2024, pp.1-2. <<https://lop.parl.ca/staticfiles/PublicWebsite/Home/ResearchPublications/LegislativeSummaries/PDF/44-1/44-1-C40-E.pdf>>; Robert Mason, *Wrongful Convictions in Canada*, No.2020-77-E, 23 September 2020, pp.2-7. <<https://lop.parl.ca/staticfiles/PublicWebsite/Home/ResearchPublications/BackgroundPapers/PDF/2020-77-e.pdf>>

<sup>2</sup> Criminal Code (R.S.C., 1985, c.C-46); Criminal Law Amendment Act, 2001 (Statutes of Canada 2002, c.13); “Criminal Conviction Review.” Government of Canada Website <<https://www.justice.gc.ca/eng/cj-jp/ccr-rc/index.html>> 日本語文献として、平山真理「第4 カナダ」日本弁護士連合会人権擁護委員会編『21世紀の再審—えん罪被害者の速やかな救済のために—』日本評論社, 2021, pp.314-326.

<sup>3</sup> Hon. Harry LaForme and Hon. Juanita Westmoreland-Traoré, *A Miscarriages of Justice Commission*, [2021], pp.6, 17. <<https://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/ccr-rc/mjc-cej/docs/a-miscarriages-of-justice-commission-published-version.pdf>> 同報告書刊行（2021年）までの数字。最終的に有罪・無罪を判断するのは裁判所である。一般的な刑事事件の多くは、州又は準州裁判所で審理され、州又は準州の上位裁判所、州又は準州の控訴裁判所、カナダ最高裁判所の順に上訴される。“The judicial structure.” Government of Canada Website <<https://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/just/07.html>>

<sup>4</sup> LaForme and Westmoreland-Traoré, *ibid.*

<sup>5</sup> 新法には、同氏とその母にちなんで別称「デビッド及びジョイス・ミルガード法」が付されている。

<sup>6</sup> Miscarriage of Justice Review Commission Act (David and Joyce Milgaard’s Law) (Statutes of Canada 2024, c.33) <[https://www.laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2024\\_33/](https://www.laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2024_33/)>

<sup>7</sup> 一部規定は2025年3月6日に施行。“Order Fixing the Day on Which this Order is Made as the Day on Which Sections 1 and 4 and 14 to 18 of the Miscarriage of Justice Review Commission Act (David and Joyce Milgaard’s Law) Come into Force,” P.C. 2025-290, March 6, 2025. <<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2025/2025-03-26/html/si-tr27-eng.html>>

2024年法は、全20か条から成る。刑法改正に係る主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 委員会の設置 (2024年法第4条)

大臣の推薦に基づき、カナダ総督により任命される委員長(常勤)1名及び4~8名の委員(常勤又は非常勤)によって構成される委員会を設置する(刑法第696.71条等。以下の条項は全て刑法)。その職務は、①誤判を理由としてなされた申請の審査、②カナダ法委員会<sup>8</sup>、連邦・州・準州委員会及び作業部会、連邦省庁並びに議会委員会などの公的機関等に対し、誤判につながり得る制度的問題への対処に関する勧告である(第696.72条)。任命の推薦に当たっては、カナダ社会の多様性等の反映、法曹資格や刑事実務経験の要否(委員の構成比)が規定されている(第696.73条、第696.75条)。任期は7年以下とし、再任可能とされた(第696.77条)。

#### (2) 誤判の審査 (2024年法第3条)

誤判を理由とする事実認定及び評決の審査申請を、委員会に対して行う手続に変更する(第696.2条)。申請者は、原則として上訴手続を尽くす必要があるが(第696.4条第3項等)、例外的に、訴訟技術や資力を理由に上級審に上訴されていなくても、委員会は申請を受理することができる。その際、委員会は、裁判の最終判決から経過した時間、上訴されなかった理由のほか、当該申請が過去に裁判所や委員会により考慮されなかったことや調査を要すること等の新たな重要事項による裏付けなどを考慮しなければならない(同条第4項)。

#### (3) 委員会の調査権限、委員会による決定 (2024年法第3条)

委員会は、証言や物証を得るなど調査を行うことができる。調査終了後、報告書の写しを申請者と関係の司法長官<sup>9</sup>に送付する。両者はそれへの回答を書面で提出可能である(第696.5条)。

委員会は、誤判が生じた可能性がある結論付ける合理的な根拠があり、そうすることが正義の利益にかなうと考える場合には、委員会が適当と考える裁判所における再審を指示し、又は州(準州含む)控訴裁判所に付託しなければならない(第696.6条第2項)。再審・付託を認めない場合、申請は却下される(同条第3項)。決定に当たり、過去に考慮されなかった新たな重要事項による裏付け、申請に関連して提示される情報の関連性及び信頼性、申請者の個人的事情、先住民やアフリカ系である申請者の事情への留意など考慮すべき要素が定められた(同条第5項)。より確実を期すため、証拠によって申請者の無罪が証明されない場合でも、委員会は第2項に定める救済措置を認めることができると明文化された(同条第6項)。

#### (4) 申請者に対する支援権限 (2024年法第4条)

委員会は、次の権限を有する。①委員会が雇用する職員に対し、申請者及び申請希望者に、申請及び審査の各段階に関する一般的な情報及び案内を提供するよう指示する、②申請者を支援する等(第696.84条第1項)。具体的な支援には、a)地域の生活困窮者向けサービスの利用援助、b)翻訳及び通訳サービスの提供、c)食事や住居等の生活必需品の支援、d)申請又は委員会調査に対する回答の提出に関する法的援助を得る際の支援などがある(同条第2項)。

#### (5) 委員会の職務及び誤判に関する情報提供、決定事項の公表 (2024年法第4条)

委員会は、その職務及び誤判に関する情報をウェブサイトで提供し(第696.81条)、(機密情報を保護した上で)決定した事項も公表して(第696.82条第2項)、透明性を確保する。

<sup>8</sup> 公正な法制度を保障する目的で、独立して改善等に関する助言を行うため、カナダの法律とその影響を研究し、体系的に検討する組織。Law Commission of Canada Act (Statutes of Canada 1996, c.9), sec.3.

<sup>9</sup> 調査権限は、旧手続における有罪判決審査機関のそれと同様とされる。旧手続では、大臣決定の前段階で、事案を担当した検察(通常は、検察を監督する州司法長官)が調査結果に意見を提出する。“The Review Process.” Government of Canada Website <<https://www.justice.gc.ca/eng/cj-jp/ccr-rc/proc.html>>